

① 件名
地方税法等の一部改正に伴う固定資産税に係るサービス付き高齢者向け賃貸住宅に対する固定資産税の減額措置等について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 平成24年度税制改正により、地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を市町村が判断し、条例で定めることができる「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」が導入された。これを受け、わがまち特例の対象資産となる「汚水又は廃液処理施設」を含む8施設に係る特例割合を市税条例に規定している。 平成27年度税制改正において、新たにわがまち特例の対象資産が追加されたことから、市税条例等に規定するもの。 【目的】 関係法令の改正に伴い、市税条例等に特例措置を講じるもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 1 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号） 2 地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号） 3 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号） 4 石巻市市税条例 5 石巻市都市計画税条例 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
地方税法等の一部を改正する法律が、平成27年3月31日公布、同年4月1日施行されたことに伴うもの。

<p>⑤ 主な内容</p>
<p>1 石巻市市税条例関係</p> <p>(1) 固定資産税関係</p> <p>(ア) 管理協定が締結された津波避難施設に係る特例措置（課税標準となる価格を1/2の額とする。）</p> <p>(イ) 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置（税額の2/3に相当する額を減額する。）</p> <p>(ウ) 都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等にかかる特例措置について、わがまち特例が導入された。</p> <p>石巻市は現時点で次の①及び②の地域には該当していないが将来を見据え定めるもの。</p> <p>① 都市再生緊急整備地域内の特例割合（課税標準額となる価格を3/5の額とする）</p> <p>62地域（仙台駅西地域、仙台長町駅東地域、さいたま新都心駅周辺、川口駅周辺、など）</p> <p>② 特定都市再生緊急整備地域の特例割合（課税標準額となる価格を1/2の額とする。）</p> <p>11地域（札幌市中心、東京都心、名古屋駅周辺、大阪駅周辺、など）</p> <p>2 石巻市都市計画税関係</p> <p>固定資産税と同様の措置を講じる。</p>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>税務行政の公正確保と透明性の向上が図られる。</p> <p>特例措置による減額分については、地方交付税措置が図られている。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>関係法例の改正に伴う条例改正のため、各市町村においても、平成27年度に改正予定。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行年月日</p>
<p>平成27年石巻市議会第2回定例会に議案提出予定</p> <p>施行予定日は公布の日</p>
<p>⑨ その他</p>